

第2号様式（第6－1）

会議開催結果

1 会議の名称	平成30年度第1回富津市情報公開・個人情報保護審査会
2 開催日時	平成30年12月21日（金） 9時30分～11時02分
3 開催場所	富津市役所504会議室
4 審議等事項	<p>1 議題 森林クラウドシステムによる電子計算機の結合について</p> <p>2 報告 (1) 富津市個人情報保護条例の一部改正について (2) 平成29年度富津市情報公開・個人情報保護制度運用状況について</p> <p>3 その他</p>
5 出席者名	<p>〔会 長〕 平野照和 〔委 員〕 山田次郎、平野順子、小川雅義 〔市 長〕 高橋恭市 〔事務局〕 白石総務部長、石川総務課長           秦野課長補佐、養田副主査、山口主任主事 〔建設経済部〕 宮崎建設経済部長、棟方農林水産課長                   根本農林振興係長</p>
6 公開又は非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開      ・   一部非公開      ・   非公開
7 非公開の理由	(理由)
8 傍聴人数	1人（定員5人）
9 所管課	総務部総務課行政係 電話 0439（80）1209

富津市情報公開・個人情報保護審査会会議録

発言者	発言内容
石川課長	<p>開会（9：30）</p> <p>定刻でございますので、始めさせていただきます。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、また、朝早い時間帯からご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>総務課長の石川と申します。どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>私から、開会に先立ちまして事務連絡等をさせていただきます。</p> <p>まず、本日の会議ですけれども、小林委員が所用のため欠席となっておりますことをお知らせいたします。</p> <p>次に、本日の会議に不開示情報は含まれておりませんので、富津市情報公開条例第23条及び富津市情報公開・個人情報保護審査会条例第11条の規定により、会議を公開し、その会議録を閲覧に供することとしております。</p> <p>会議の公開につきましては、市のホームページや行政資料コーナーにおいて、事前に周知をしております。また、会議録を作成するため、会議を録音させていただきますことを御了承ください。</p> <p>なお、現在、傍聴人は1名でございます。</p> <p>次に、お手元に座席表を配布してございますけれども、本日出席の建設経済部及び総務部の職員を紹介させていただきます。</p> <p>（出席職員紹介）</p> <p>建設経済部は本日の議題の所管部署であり、総務部は当審査会の庶務を務めております。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>最後に、本日の会議資料の確認をさせていただきます。</p> <p>（会議資料確認）</p> <p>以上でございますが、不備はありませんでしょうか。</p> <p>それでは、只今から「富津市情報公開・個人情報保護審査会」を開会いたします。</p> <p>初めに、冒頭にも申しましたが本日の会議は小林委員が所用のため欠席となっておりますが、出席委員は4名でございます。富津市情報公開・個人情報保護審査会規則第2条第2項の規定により委員の半数以上が出席で定足数に達しておりますので、ご報告いたします。</p>

高橋市長	次に、市長の高橋よりご挨拶を申し上げます。  (富津市長挨拶)
石川課長	ここで、市長は所用により退席させていただきます。  (富津市長退席)
平野会長	では、当審査会は、富津市情報公開・個人情報保護審査会規則第2条第1項の規定によりまして会長が議長となり、進行することになっておりますので平野会長、議事の進行をよろしく申し上げます。  わかりました。それではご指名ですので、私が議事の進行をさせていただきます。皆様どうぞよろしくお願いいいたします。 では、会議次第に従いまして議事を進めてまいります。 『次第3 会議録署名委員の指名について』ですが、富津市情報公開・個人情報保護審査会規則第2条第5項の規定により、会長及び会長の指名する委員1名が署名することになっておりますので、この件につきましては、小川委員にお願いしてよろしいでしょうか。
小川委員	はい、承知いたしました。
平野会長	はい、ありがとうございます。よろしく申し上げます。 次に、『次第4 議題』に入ります。 「森林クラウドシステムによる電子計算機の結合について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
石川課長	はい、それでは初めに私から、電子計算機の結合の概要及び諮問の趣旨についてご説明申し上げます。 配布しております資料のうち、議題資料1ページ「電子計算機の結合の概要及び諮問の趣旨について」をご覧ください。  (電子計算機の結合の概要及び諮問の趣旨について議題資料1ページ目により説明) <b>【説明の要旨】</b> ・富津市個人情報保護条例第10条にて、「実施機関は、あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると認めるときでなければ、実施

<p>棟方課長</p>	<p>機関以外のものとの間において、個人情報を提供するため、通信回線による電子計算機の結合を行ってはならない。」と規定されており、その趣旨について逐条解説では、「本条は、通信回線を介した電子計算機の結合によって個人情報が処理される場合は、行政サービスの向上や事務処理の効率化が図られる反面、取り扱われ方によっては個人の権利利益を侵害するおそれ大きいことから、実施機関以外のものに電子計算機の結合により個人情報を提供することを制限したものである。」とされていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「電子計算機の結合」については、逐条解説にて「相手方が実施機関の保有する情報を必要に応じていつでも入手することが可能な状態に限られるものであり、通信回線で結ばれていても、実施機関が特定の時期に相手方に一方的にデータを電送する場合は、本条の電子計算機の結合には該当しないものである。」と定義されていること。</li> <li>・今回諮問する森林クラウドシステムについては、千葉県森林クラウド内において当市の林地台帳を管理することとなり、当該クラウド内のデータは、実質として市が管理する責任を負う個人情報と位置づけられるものと考えられ、当該個人情報を実施機関以外の者（千葉県、林業事業体）との間において電子計算機を用いての結合が認められるため、富津市個人情報保護条例第10条に規定する電子計算機の結合に該当し、あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると認めるときに限り、認めるものと考え、審査会に意見を求めるものであること。</li> </ul> <p>森林クラウドシステムの詳細につきましては、担当課の棟方農林水産課長よりご説明申し上げます。私からの説明は以上です。</p> <p>農林水産課の棟方でございます。それでは森林クラウドシステムによる電子計算機の結合について、議題資料を基に概要をご説明させていただきます。</p> <p>（森林クラウドシステムによる電子計算機の結合について、議題資料により説明）</p> <p><b>【説明の要旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業の成長産業化を実現するために、国産材の安定供給体制の構築、森林資源の再造成の確保及び森林の公益的機能の維持推進を一体的に図ることを目的として、平成28年5月に森林法をはじめとする関係法令の一部が改正され、平成29年4月から施行されたこと。</li> <li>・「森林クラウドシステム」は、平成31年度に創設されることとな</li> </ul>
-------------	--

った（仮称）森林環境譲与税を財源とした市町村主体の新たな森林整備の仕組みを実行するにあたり、関係機関の持つ森林資源情報等を共有し、森林整備を円滑に進めることを主たる目的として導入するものであること。

- ・平成31年4月1日から市町村が森林所有者情報を整備し林業事業者等に情報提供を行うため、林地台帳の更新は県が整備する森林計画図・森林簿の更新と連動する必要がある、円滑に実施するためには、情報共有と業務の進捗状況をオンラインにより相互に確認できるシステムが必要不可欠となること。

- ・現状では森林関連情報は主に県で管理しており、市町村に提出された届出等は紙媒体で写しを県に提出する必要がある、また林業事業者が森林関係情報を使用する際には、県とCD-R等の電子媒体によるやり取りを行う必要があるが、本システムを導入後はネットワーク上での情報共有が可能となり、これらの業務が一度の手続きで済むこととなるため、業務の大幅な効率化が図られること。

- ・相手方の個人情報の保護に関する措置について、電子計算機により処理される個人情報に関して、目的外の利用及び提供の禁止、個人情報を取り扱う職員の責務等を定めた条例、規則、要綱等の規定を制定していること又は、当該オンライン結合により提供される個人情報について目的外の利用及び提供の禁止、個人情報を取り扱う職員の責務等を明記した覚書等を交わすことが必要となること及び端末機の管理について適切な措置及びファイルへの不当なアクセスを防止するための適切な措置が講じられていることが必要となること。

- ・千葉県個人情報保護に関する技術的措置として、ファイルへの不正なアクセスを排除するための適切な措置及び障害時のファイルの安全性を確保するための適切な措置、また、障害を速やかに回復するために適切な措置を講ずることが必要となること。

- ・千葉県では、「千葉県森林クラウド利用要領案」を作成し個人情報を保護するために適切な措置を講じていること。

以上から、当森林クラウドシステムは、公益上必要であり、また個人情報の保護に関して必要な措置が講じられていると考えられますので、市といたしましては、このシステムを導入することにより、関係機関の持つ森林資源情報等を共有し、森林整備を円滑に進めてまいりたいと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

平野会長

ありがとうございました。委員の皆様、今の事務局からの説明に対しまして、質疑、意見の方よろしく申し上げます。

	<p>なお、本事案に対して当審査会が審査するポイントといたしましては、「公益上の必要があるか」、また「個人情報の保護に関し必要な措置が講じられているか」の2点になります。これらを踏まえて審査いただくようお願いいたします。</p> <p>では、まず、質問はございますか。</p>
山田委員	すみません。
平野会長	はい、どうぞ。
山田委員	<p>はい。林地台帳の公表・非公表について追加資料の中で書かれておりますけれども、その中で登記簿上の所有者について、登記年月日、共有の有無、住所、氏名・名称が未公表としてあるのですけれども、これは法務局に行けば誰でも見られる、公表されている内容ですよ。これを何故非公表としたのかがわからないのですが。</p>
棟方課長	<p>はい。法務局で見られる情報であっても、所有者の氏名等特定できる部分につきましては、このシステムでは未公表とし、閲覧の申請があった場合に、公表するという形となっております。</p>
山田委員	<p>法務局でも閲覧申請をしなければ見られないから、ここでも同じように、単純に見られる形ではなくて、閲覧申請をしなければ見られない状況にしているという意味合いですか。</p>
棟方課長	<p>森林状況をまとめてありますから、例えば法務局では色々な筆があればそれ毎に申請を出さなくてはならないのですけれども、こちらですと、申請していただければ、権利のある部分でしたら、市の情報が見られるという形になっております。</p>
山田委員	省力化は許さないという意味合いなのですかね。
棟方課長	<p>法務局に行けば確かに全て見られるのですけれども、森林情報についてはこちらに全て集まっているので、権利のある方でしたら、例えば経営の委託を受けた方などですと、色々な筆がありますので、それを一括して申請していただければ、全ての情報を収集できるということです。</p>
山田委員	法務局の在り様と合わせるといのはわからないわけではないので

	<p>すが、未公表にしなければいけない理由というのが特別にあるというわけではないと思ってよろしいのですね。</p>
棟方課長	<p>そうですね、個人が特定できるものに関しては、こちらでは誰でも見られる状況にはなっていないということです。</p>
山田委員	<p>ですから、単純に聞きますけれども、未公表にしなければいけないという格別の理由があって未公表にしているというわけではないという理解でよろしいのですね。</p>
棟方課長	<p>はい。そうです。</p>
平野会長	<p>今の質問に関連するのですが、未公表の部分で登記簿上の所有者と現に所有している者・所有者とみなされる者と分かれていますけれども、これはどのような違いがあるのですか。登記簿上の所有者が亡くなっている場合の相続人というのが現に所有している者・所有者とみなされる者ということなのですかね。</p>
棟方課長	<p>はい、その通りです。</p>
平野会長	<p>そうすると市町村で把握している、例えば固定資産税を納めている方などが現に所有している者にあたるということですか。</p>
棟方課長	<p>はい。</p>
平野会長	<p>わかりました。他にご質問はございますか。</p>
平野委員	<p>はい。</p>
平野会長	<p>どうぞ、平野委員。</p>
平野委員	<p>はい。個人情報保護に関して必要な措置が様々な面で行われているということが資料からわかりましたし、データフローを見ても提供の流れがすっきりするということは読み取れました。それだけ色々な効果も期待されるということもわかります。ですが、取り扱われ方が非常に効果的になって、色々な間違いが防げるということはわかる反面、この個人の権利・利益を侵害する恐れも違った意味で出てくると思うのですが、危惧されることはどういったことがあるのでしょうか。</p>

	<p>その点についてどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。</p> <p>また、システムを共同利用するために、費用経費が市と県で折半できるとのことですけれども、今現在はどのようになっているのですか。</p>
棟方課長	<p>来年の4月からシステムが運用されるのですが、年明けから試験的に運用するというので、各市町村10万円を出して、あと半分は県の持ち出しでシステムを利用するという事です。</p>
平野委員	<p>1月から10万円ですか。</p>
棟方課長	<p>来年の4月に運用し始めてから10万円です。試験的に1月から動かしたいと考えています。</p> <p>情報に関する懸念ということですが、確かに今後は市町村でデータの更新を致しますので、1人で行うと間違いが起きるということもありますので、こちらは市として基準を決めて対応していきたいと思えます。</p> <p>システム自体も当初上手く稼働するかどうか未確定ですので、4月1日までに県や他の市町村と実験を重ねまして、不具合のないことを確認してから導入したいと考えております。</p>
平野会長	<p>ちょっとよろしいですか。このシステムは他の県はまた違う業者に頼むという形なのですか。</p>
棟方課長	<p>そのように聞いております。</p>
平野会長	<p>最終的には国の方に統括されて管理されるという形なのですか、相互の互換性はあるのですか。</p>
棟方課長	<p>システム自体は互換性を持っており、国のほうでは全ての情報が見られると聞いております。</p>
根本係長	<p>はい。</p>
平野会長	<p>はい、どうぞ。</p>
根本係長	<p>はい。この森林クラウドは千葉県の森林クラウドシステムでして、他県は他県の森林クラウドシステムがあるということで聞いております。</p>

棟方課長	国は全てのシステムを見られるが、千葉県は千葉県のシステムしか見られないとのことですか。
小川委員	ちょっとよろしいですか。
平野会長	はい。
小川委員	はい。公益上の必要性については良く理解できました。この審査会としてみれば、あと「個人情報保護に関して必要な措置が講じられているかどうか」の観点で検討しなければいけないのですが、基本的に今のご説明は、千葉県森林クラウド利用要領の中で、例えば、個人情報保護に関しては、11ページの相手方の対応措置に関する基準、それから12ページの実施機関が講ずる技術的措置に関する基準というような形で、この利用要領でこのような基準が定められているので、個人情報保護に関しては必要な措置が講じられているのではないかとのご説明ということによろしいのですか。
棟方課長	ええ、ここに参加する事業者が全部これを守ることを前提としてシステムを利用することになります。
小川委員	なるほど。そうすると例えば11ページの相手方の対応措置に関する基準に関してですが、適切な措置が講じられていると認められていることということで、その判断としてみれば、最終的には具体的にどのように判断をすべきなのですか。例えば項目1のことは、条例とか規則、要綱等の規程を制定しているか、あるいは、覚書を取り交わすということがあれば、それ自体で適切な措置というふうに判断されるという理解でよろしいか。
棟方課長	はい。
小川委員	なるほど。それと、あともう一点、12ページの実施機関が講ずる技術的措置に関する基準に関しての、技術的措置の3番目のサービス提供事業者は内容報告という形で、報告する対象は、これは誰に報告するものなのですか。千葉県に報告するという形なのですか。各市町村にという形なのですか。
棟方課長	こちらに関しましては千葉県に報告となりまして、必要であれば、

	市町村にも影響があるものであれば、まだ運用はしておりませんが、市町村の方にも報告が来るとのことです。
小川委員	まあ、基本的には千葉県が中心となって、また各都道府県が中心となって、各市町村の情報を集めて、それに対して市町村サイドとかあるいは林業に関わる事業者等がその情報を基本的には自由に見られるというイメージでよろしいでしょうか。
棟方課長	はい、そうです。
小川委員	ありがとうございました。
平野会長	他に質問はございますでしょうか。質問がなければ何かご意見はございますでしょうか。
山田委員	すみません、戻って質問でもよろしいでしょうか。
平野会長	はい、どうぞ。
山田委員	このようにコンピューターで結合する、インターネットで結合する、新たに結合するというのは今までもあったと思うのですが、そこで、始める前に色々と懸念材料があり、色々と手を打った、その結果、しくじった、ここがまずかった、という事例は今まであったのですか。
棟方課長	私ども農林水産課ではそのような事例は今のところはありません。このシステムは千葉県が元からデータをもっていて、市はデータをCDで提供しているという形ですので、今のところ県からもそのような話は聞いていません。
山田委員	そちらの部門だけでなく、全体の関係で、色々と結合しているものがあるわけですね、それで、最初考えていたのと違い、ここがまずかったという事例は今までなかったのですか。
石川課長	総務課としてもそのような事例はなかったと認識しております。
山田委員	だとすると今回の結合も失敗することはないだろうと。
小川委員	よろしいですか、一点お伺いしても。

平野会長	はい、どうぞ。
小川委員	事務の効率化とか、効率的な行政運営などを考えると、ネットワークシステムは今後一般的に必要性が高まってくると思いますし、それによる利便性とかも出てくるとは思いますけれども、最終的にはそれを扱う、そこにアクセスできる人も含めて、扱う職員の数も増えるだろうし、そうすると最終的には個々人の情報をいかにきちんと管理するかという、自戒というか自律というか、意識の問題も関わってくるのかなというふうに思うので、その部分は抽象論で済ませるのではなくて、具体的に、そこに関わる人の意識の問題と、万が一のあった時のペナルティだとかについても厳格にするなりの何らかの担保をしていただくことが重要になってくるのではないかなと意見として述べさせていただきたいと思います。
平野会長	他にございますか。
小川委員	基本的にこれをどうするかということに関しては、私は賛成です。
平野会長	はい。わかりました。他に何かございますでしょうか。
平野委員	はい。
平野会長	はい、どうぞ。
平野委員	本当にこれが全部きちんと行われれば問題ないわけですが、市の方の、今までは県が主体だったわけですから、それだけ違った意味で責任が大きくなるわけですね、直接の責務というか、それが大きいだけに責任を持ってやっていただけるのかなと思っております。端末管理責任者と所属運用担当者の信頼関係もあるだろうし、監督責任もあるだろうし、管理面で実際にきちんとやっていただけると想定しまして、賛成とさせていただきます。
平野会長	わかりました。
山田委員	先ほど失敗のことを申し上げたのですが、公務所というのはよく無謬性といって、要はそれが目標なのでしょうけれども、それが、言い方は悪いのですが、墨守されなければいけないという前提があって、

	<p>それが隠蔽に繋がるということになります。我々も専門職で仕事をしています、しくじりはあるのですけれども、しくじったらしくじったで、公表するかどうかは別として、隠蔽するのではなく、はっきりさせないと、反省してそれを無くすという方向に行かないと思うのですね。先ほど今まで失敗は無かったと仰ったのですけれども、はっきり言って、そうなのかな、という思いはあります。絶対間違いがおきないのではなくて、人間ですから必ず間違いを起こすのです。起こした場合に、それとしっかり向き合って、それを題材にして、次回は無いようにする。自分自身も失敗しますので、絶対に失敗しないシステムを構築しろというつもりはないのです、ただ、しくじったときにそれをしっかり外に出して、反省材料にして、次に同じような間違いを起こさないようにしっかりしたものを作って行って欲しいと希望します。</p>
平野会長	<p>ありがとうございます。私も皆様の意見とそう変わらないのですが、その観点から、県とかで研修とかはやられる予定なのですか。</p>
棟方課長	<p>これから試運転をかけますので、うちの方でも運用の方法について教えていただきたいと要請はしております。</p>
平野会長	<p>はい、ありがとうございます。では、意見も出尽くしたようですので、諮問のとおり、富津市個人情報保護条例第10条第1項の規定によって、公益上の必要があるということと、なおかつ、個人情報の保護に関して必要な措置が講じられていると認めまして、電子計算機の結合について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員	<p>(全員挙手)</p>
平野会長	<p>それでは、挙手全員ですので、富津市個人情報保護条例第10条第1項の規定により、本件については公益上の必要があり、かつ、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると認め、電子計算機の結合を承認します。なお、答申書につきましては、今回の審議を踏まえて事務局と私の方で調整して作成し、速やかに市長に答申するとともに、委員の皆様方にもその内容についてお知らせすることといたしますので、よろしく申し上げます。</p> <p>では次に、『次第5 報告』に入ります。まず初めに、「富津市個人情報保護条例の一部改正について」、事務局から説明をお願い致します。</p>

石川課長

はい。それでは、私から報告（１）富津市個人情報保護条例の一部改正についてご説明申し上げます。報告１資料「富津市個人情報保護条例の一部改正について」をご覧ください。

（富津市個人情報保護条例の一部改正の概要について報告１資料により説明）

**【説明の要旨】**

・「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」等が施行されたことを踏まえ、総務省から「個人情報保護条例の見直し等について」の通知により、地方公共団体に対し、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報の仕組みの導入等に関する個人情報保護条例の見直しなどについて、個人情報の適正な取扱いの確保のために必要な措置を求められており、このことから、法改正等の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施するため、富津市個人情報保護条例を改正するものであること。

・法改正の内容については大きく分けて①個人情報の定義の明確化②要配慮個人情報の取扱い、③非識別加工情報の仕組みの導入の３つであるが、③非識別加工情報の仕組みの導入については、現在、国の方で制度概要の検討がなされているという状況等を踏まえ、今回は行わないということ。

・①個人情報の定義の明確化については、個人情報保護法等において、個人情報該当性の判断を容易かつ客観的にするため、指紋データ等のいわゆる生体認証のデータや旅券番号等の個人に割り振られた固有の番号が個人識別符号として個人情報に該当することが明確化されたものであること。

・②要配慮個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等において、本人の「人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」が「要配慮個人情報」と定義されたことにより、地方公共団体が保有する個人情報に関しても、その取扱いに特に配慮を要する個人情報を明確にする必要性は変わらないため、条例においても、要配慮個人情報の定義を設けること。

・収集の制限に関する規定について、条例第８条第２項において、「実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のい

	<p>れかに該当するときは、この限りでない。」とされ、1号として法令又は条例に定めがあるとき。2号として審査会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると認めて収集するとき。とされており、これらのセンシティブ情報を「要配慮個人情報」に置き換えた場合、今まで収集制限の範囲外であった、「病歴」や「健康診断等の結果」についても収集制限がかかることとなり、法令等の定めによるか、審査会の意見を聴取しなければ収集することができなくなるが、市として、現在制限がかかっていないものに新たに制限をかける意義はないものと考え、要配慮個人情報のうち、収集の制限をかける情報は現行のセンシティブ情報の範囲と変わらないよう、範囲を限定した上で置き換える改正を検討していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「要配慮個人情報」を定義することによる具体的な影響については、個人情報を取り扱う事務ごとに作成している「個人情報取扱事務届出簿」において、新たに「要配慮個人情報」の項目を設け、事務ごとにその扱いを明らかにさせる予定でいること。</li> <li>・条例改正のスケジュールについては、平成31年2月下旬に富津市議会定例会に条例案を上程し、また、富津市個人情報保護条例施行規則についても併せて改正する予定としていること。また、条例及び規則の施行の日は、ともに平成31年4月1日からを予定していること。</li> </ul>
平野会長	説明は終わりましたので、委員の皆様、何かご質問がありましたらお願いします。
山田委員	はい。
平野会長	はい、どうぞ。
山田委員	個人の識別情報が細かく列挙されているのですけれども、現実問題として行政手続きの中で、歩行の態様とか虹彩とか、こういった情報を取得するといったことは有り得るのですか。
石川課長	はい。報告1の資料の2ページをご覧いただきたいのですが、先ほど申しましたとおり、大きく分けて生体認証情報と個人に割り振られた番号と2つありますけれども、生体認証情報と致しますと、身体的特徴である細胞の塩基配列や顔、虹彩、音声、動作、静脈、指紋等のデータ等の個人を特定できる情報をいうのですけれども、市役所では情報セキュリティの担当課において、一般の市民の情報ではないのですけれども、市役所職員の静脈認証の情報をを用いて、サーバー室

	<p>への入室許可やパソコンへのログインを行うために収集してごさいます。生体認証についてはその関係で情報を収集しております。</p>
山田委員	<p>今聞いたのは歩行の態様とか虹彩とかで、虹彩は違うかもしれませんが歩行の態様はよく警察が使いますよね、これを行政サイドが使うのかな、使う必要がある状況があるのかなと思ったので聞いたのですが。</p>
石川課長	<p>現状では他にはないですね。</p>
山田委員	<p>ではこれは、法律が挙げている項目を挙げただけで、現実に必要になるかどうかまで細かく検討したものではないということですね。</p>
石川課長	<p>意図としては国の定義と市の条例の定義が違ってしまいますと、色々と不都合が生じますので、国の定義するものと同じものを個人情報としておかなければならないので、実際には市では集めていないものも色々とあるのですが、定義を合わせるということで条例を改正するものです。</p>
平野会長	<p>他に質問はございますか。</p>
平野委員	<p>はい。</p>
平野会長	<p>はい、どうぞ。</p>
平野委員	<p>資料の4ページに、個人情報取扱事務届出簿において、新たに要配慮個人情報の項目を設け、事務ごとに扱いを明らかにさせる予定とありますが、事務ごとに扱いを明らかにしたものは、私たち委員にお知らせいただけるのでしょうか。お知らせはいただけないものなのでしょうか。</p>
石川課長	<p>市役所で収集している要配慮個人情報ですけれども、どの課でどのような情報を収集しているのかでございまして、庁内に照会した結果、人種や信条、社会的身分に関する情報を収集している課はございません。病歴については職員採用事務や子どもの医療費助成の事務に、あるいは犯罪の履歴については、職員採用の事務に使っております。</p> <p>事務の一覧は報告資料2の12ページ・13ページをご覧ください。</p>

養田副主査	<p>個別の表につきましては、行政資料コーナーに更新ごとに備え付けておまして、今回、平成31年4月1日で施行になりますと、この様式でもう一度各課に照会をかけたうえで、その中で要配慮個人情報とはどのような事務で扱っているのかは、一般市民の方に周知するものですので、当然、委員の皆様方にもお渡しすることは可能です。</p>
平野会長	<p>他にご質問はありますか。</p> <p>では、確認程度なのですが、定義の明確化において、国に合わせた定義とするということで、使う・使わないはまた市の方で個人情報保護条例に合った目的のものが出てくれば使う可能性も出てくるということですね。</p> <p>そうすると先ほどの歩行の態様等は、今は監視カメラで歩き方に特徴があって、その人だとわかってしまうようなのですけれども、一般人あるいは市民が市役所で歩いているところを撮るとするのはほとんど無いと思うのですけれども、職員が例えばセキュリティなどでそういった特徴をデータとして登録するというのもでてくるのですかね。今のところは指紋とか虹彩程度なのですかね。</p>
石川課長	<p>先ほど申し上げました、限られた部屋に入室する時の静脈認証やパソコンに入るための静脈認証では使ってございますけれども、具体的に市民を監視するようなことは考えてはおりません。今後具体的にそのようなものが出てきた場合には、審査会に諮るということになるかと思いますが、現時点では考えておりません。</p>
平野会長	<p>いずれ本人確認は個人の指紋等になってきて、印鑑証やパスポートは偽造される可能性も出てくるので、そのように広がる可能性はございますよね。</p> <p>他に何かございますか。</p>
小川委員	<p>ちょっと質問を。</p>
平野会長	<p>どうぞ。</p>
小川委員	<p>質問なのですが、要配慮個人情報についてのことで、先ほどのご説明だと、富津市の場合については、病歴とか健康診断の結果について、収集制限がかかることは避けたいとお話されて、そのようにしているということなのですけれども、改正案の第8条第2項なのですが、「実施機関は要配慮個人情報を収集してはならない。」ということで、要</p>

	<p>配慮個人情報については規則の第1条の2で定義されている中には、要するに、心身の状況や治療とか病歴とかも入っているけれども、この条例の改正案の第8条第2項の本文括弧内の限定記載があるから、規則の全ての情報を引用しているわけではない、限定されているのだ、そういう読み方なのだと、そういう趣旨ということによろしいのですよね。</p>
石川課長	はい。
小川委員	<p>はい、すみません、そこが確認したかったのです。結局、そういうことで、要配慮個人情報に病歴とか健康診断の結果に収集制限をかけたくないというのは、結局はいちいち審査会に諮ってやることの煩雑性が一番の大きな理由だということ、それに対しての個人情報保護の観点よりも現実の行政運営の方を重視している、重視したいというお考えだということによろしいのですね。</p>
石川課長	<p>現に収集制限をやっていない部分については、新たに制限をかける必要はないという考えであります。例えば、健康診断の結果ですね、数値が高いなという人を呼んで、保健指導をすとかという事務を実際にやっておりますので、この部分について新たに制限をかけてしまいますと、事務自体新たに審査会にかけるということになってしまいますので。</p>
小川委員	現状のそういう扱いについても、特に問題が起きているという状況でもないという理解でよろしいですね。
石川課長	はい。
平野会長	<p>他にはありませんか。      質疑も無いようですので、次に「平成29年度富津市情報公開・個人情報保護制度運用状況について」、事務局から説明をお願いします。</p>
秦野補佐	<p>はい。報告2の平成29年度富津市情報公開・個人情報保護制度運用状況についてご説明させていただきます。</p> <p>(平成29年度富津市情報公開・個人情報保護制度運用状況について報告2資料により説明)</p> <p><b>【説明の要旨】</b></p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度の行政文書の開示請求件数は20件（うち全部開示12件、部分開示7件、不開示0件、取下げ1件）※内訳は報告用資料2ページから6ページまでに記載</li> <li>・昨年度の会議の公開について、会議総数は180件（うち公開した会議が62件、うち傍聴人のあった会議が17件、非公開の会議が118件）傍聴人の延べ人数は70人</li> <li>・傍聴人のあった会議は昨年度と変わらず、富津市創生会議、経営改革会議、富津市地域公共交通会議が主である。</li> <li>・昨年度の個人情報の開示請求件数は9件（うち全部開示5件、部分開示2件、不存在2件）※内訳は、報告用資料8ページから10ページまでに記載</li> <li>・実施機関別の個人情報取扱事務の届出状況について、平成28年度末が合計403件で、平成29年度中に新規が5件、変更が35件、廃止が7件あり、平成29年度末が合計401件</li> </ul> <p>※内訳は、報告用資料11ページから17ページまでに記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の同意を得て、指定居宅介護支援事業者等に対し要介護認定等の個人情報を提供した件数は2, 118件</li> </ul>
平野会長	<p>ありがとうございます。この件に関しまして、ご質問がありましたらお願いします。</p>
平野委員	<p>すみません。確認で。</p>
平野会長	<p>はい、どうぞ。</p>
平野委員	<p>はい。個人情報の取扱いについて、市として統一されていることがあると思います。当然、されていることと思うのですが、それぞれの分野でどのように管理されているかを個別具体的に教えていただけたらと思います。</p>
秦野補佐	<p>はい。個人情報の開示請求があった際には、総務課が担当課と同席して、どういった内容を開示希望なのかというのを確認しまして、その内容を把握した上で、後日、開示できる部分に関して開示しています。全て総務課が一緒に対応して、個人情報についても確認しております。</p>
石川課長	<p>個人情報の取扱いについて、管理の状況でございますけれども、富津市個人情報保護条例第11条の規定によりまして、個人情報におけ</p>

	<p>る適正な維持管理が求められており、具体的にはですね、保管又は保存のためのキャビネット、保管庫等の施設等の物理的な保護措置、データであればパスワード等によるアクセス制限等の技術的な保護措置を施すようにしてございます。個人情報を保管する必要がなくなったときには、確実に、速やかに破棄する、消去するようになっています。以上です。</p>
山田委員	はい。
平野会長	どうぞ。
山田委員	10ページの2について、本人の同意はどういった形でとっているのか教えていただきたい。
秦野補佐	<p>実際には介護福祉課で事務を行っておりますが、認定を受ける審査会で主治医の意見書等を使用するのですが、こういった状況や状態なのかを確認してケアプランを立てていくということなのですけれども、本人から、審査をした基準の状態のデータを介護福祉課から事業所へ情報提供しケアプランを作成することの同意を得て申請をあげるので、情報提供するという流れになっております。</p>
山田委員	概括的に言って、口頭で承諾を得ているという形で良いのですかね。
秦野補佐	申請書に頂いているとのことです。
山口主任主事	<p>要介護認定の申請をご本人様から頂く際に、申請書の一部にご本人様から、こういったケアプランを作成するためにケアマネジャー等の事業所に対して審査会資料を提供して良いという旨のご署名を頂いております、それにより同意を得たということで対応しております。</p>
山田委員	その個別の同意文言を書いた部分に特に署名をもらっているということですか。
山口主任主事	<p>その通りです。申請書の下段に、ケアプラン作成等のために介護支援事業所等に資料を提供することに同意しますといった文言が既にプレプリントされておまして、その下にご本人様に署名のみを頂くような形で介護福祉課の方にて申請書を作成しております。</p>

山田委員	はい、わかりました。
平野会長	<p>他に何かありますか。</p> <p>それでは質問も出尽くしたようなので、報告の方を終了させていただきます。</p> <p>以上を持ちまして、本日の議事は全て終了いたしましたので、皆様におかれましては長時間のご審議ありがとうございました。ここからの進行は事務局にお返しいたしますので、よろしく申し上げます。</p>
石川課長	<p>ありがとうございました。それでは、引き続き『次第6 その他』に入ります。事務局から事務連絡をいたします。</p> <p>(事務局から事務連絡)</p> <p>それではこれを持ちまして本日の富津市情報公開・個人情報保護審査会を終了します。</p> <p>委員の皆様方、どうもお疲れ様でございました。ありがとうございました。</p> <p>(閉会 11 : 02)</p>